



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年6月16日火曜日 第2074号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	590
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	591
コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いが あると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成 す水面の範囲.....	593
公有水面埋立免許の出願.....	593
公聴会の開催.....	594

土地改良区役員の就退任の届出.....	595
道路の供用開始（県道新居浜別子山線）.....	595
市営土地改良事業の施行の同意.....	595
建設業者の許可の取消し.....	596

公 告

労働委員会第39期委員候補者の推薦.....	596
愛媛県営住宅指定管理者の募集.....	598

告 示

○愛媛県告示第834号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成21年5月27日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年6厘

取得に要するものを除く。)				取得に要するものを除く。)			
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年4厘	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年6厘
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第 835 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成21年 5月27日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成21年 6月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
農業近代化資金の種類	利子補給率					農業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲	法第2条第2項第2号及び第4項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号		法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号	法第2条第2項第2号及び第4項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号

	法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	第5 号ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(令 第5 条に 規定 する 団 体 に 限 る。 に 貸 し 付 け る 場 合	げ る 者 に 貸 し 付 け る 場 合	6号 から 第10 号ま でに 掲げ る者 (同 号に 掲げ る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。 に貸 し付 ける 場 合	第10 号ま でに 掲げ る者 (同 号に 掲げ る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。 に貸 し付 ける 場 合		法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5条に規 定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	第5 号ま で及 び第 10号 に掲 げる 者(令 第5 条に 規定 する 団 体 に 限 る。 に 貸 し 付 け る 場 合	げ る 者 に 貸 し 付 け る 場 合	6号 から 第10 号ま でに 掲げ る者 (同 号に 掲げ る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。 に貸 し付 ける 場 合	第10 号ま でに 掲げ る者 (同 号に 掲げ る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。 に貸 し付 ける 場 合
1 省略											
2 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年1分1 厘	年9 厘	年1 分1 厘	年1 分1 厘	年9 厘		年1分5 毛	年8 厘5 毛	年1 分5 毛	年1 分5 毛	年8 厘5 毛
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製水冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金(漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。)	年1分2 厘5毛	年1 分5 毛	年1 分2 厘5 毛	年4 厘	年4 厘		年1分2 厘5毛	年1 分5 毛	年1 分2 厘5 毛	年6 厘	年6 厘

4 ~ 6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年 4 厘	年 4 厘
8 省略					

4 ~ 6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年 6 厘	年 6 厘
8 省略					

○愛媛県告示第 836 号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第 5 号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、平成21年 5月12日次のとおり定めた。

平成21年 6月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第 837 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、南予地方局八幡浜土木事務所及び八幡浜市役所において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成21年 6月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町 119 番 1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

八幡浜市真網代乙70番11から同乙95番 5 までの地先公有水面及び同乙97番 2 から同乙 117 番 2 までの地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 13 点までを順次直線で結んだ線、13 点と 1 点

を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T . P . + 0 .705 メートル）の陸と公有水面との接する線、14 点から 29 点までを順次直線で結んだ線並びに 29 点と 14 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T . P . + 0 .705 メートル）の陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（八幡浜市真網代乙79番 3 地先の一般国道 378 号線に設置された金属鈹）は、北緯 33 度 25 分 01 秒、東経 132 度 23 分 14 秒の地点

1 点は、基点から真北 123 度 05 分 34 秒 30 .91 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 86 度 14 分 16 秒 9 .65 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 87 度 15 分 58 秒 9 .06 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 89 度 49 分 41 秒 13 .00 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 94 度 24 分 04 秒 11 .35 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 99 度 41 分 34 秒 7 .32 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 106 度 07 分 38 秒 9 .21 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 113 度 16 分 43 秒 9 .21 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 118 度 31 分 01 秒 4 .25 メートルの地点

10 点は、9 点から真北 123 度 23 分 59 秒 14 .56 メートルの地点

点

11 点は、10 点から真北 127 度 37 分 26 秒 9 .79 メートルの地点

12 点は、11 点から真北 129 度 15 分 34 秒 0 .54 メートルの地点

13 点は、12 点から真北 131 度 32 分 39 秒 5 .49 メートルの地点

14 点は、基点から真北 107 度 42 分 41 秒 198 .49 メートルの地点

点

15 点は、14 点から真北 175 度 12 分 07 秒 0 .69 メートルの地点

16 点は、15 点から真北 62 度 45 分 10 秒 2 .63 メートルの地点

17 点は、16 点から真北 85 度 03 分 31 秒 2 .81 メートルの地点

18 点は、17 点から真北 175 度 12 分 08 秒 1 .26 メートルの地点

19 点は、18 点から真北 84 度 45 分 38 秒 0 .69 メートルの地点

20 点は、19 点から真北 85 度 13 分 13 秒 5 .58 メートルの地点

21 点は、20 点から真北 85 度 06 分 46 秒 5 .00 メートルの地点

22点は、21点から真北85度07分21秒 12.49メートルの地点
 23点は、22点から真北87度13分13秒 7.36メートルの地点
 24点は、23点から真北94度07分17秒 16.52メートルの地点
 25点は、24点から真北 101 度41分41秒 1.46メートルの地点
 26点は、25点から真北 104 度05分11秒 1.94メートルの地点
 27点は、26点から真北15度36分26秒 1.26メートルの地点
 28点は、27点から真北 110 度05分46秒 6.75メートルの地点
 29点は、28点から真北 117 度45分45秒 2.72メートルの地点

ウ 面積

1,764.82平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

八幡浜市真網代乙70番11から同乙 117 番 1 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のア点からレ点までを順次直線で結んだ線及びレ点とア点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（八幡浜市真網代乙79番3地先の一般国道378号線に設置された金属鈹）は、北緯33度25分01秒、東経132度23分14秒の地点

ア点は、基点から真北 135 度36分40秒 19.36メートルの地点

イ点は、ア点から真北 147 度35分57秒 20.45メートルの地点

ウ点は、イ点から真北81度12分52秒 20.78メートルの地点

エ点は、ウ点から真北95度09分25秒 22.34メートルの地点

オ点は、エ点から真北 105 度58分46秒 24.65メートルの地点

カ点は、オ点から真北 126 度03分55秒 16.32メートルの地点

キ点は、カ点から真北 133 度06分03秒 24.73メートルの地点

ク点は、キ点から真北 120 度40分55秒 17.09メートルの地点

ケ点は、ク点から真北 105 度02分50秒 32.48メートルの地点

コ点は、ケ点から真北75度48分39秒 30.92メートルの地点

サ点は、コ点から真北86度35分58秒 41.66メートルの地点

シ点は、サ点から真北90度47分12秒 20.62メートルの地点

ス点は、シ点から真北30度31分21秒 14.14メートルの地点

セ点は、ス点から真北 304 度47分53秒 8.06メートルの地点

ソ点は、セ点から真北 296 度01分41秒 8.06メートルの地点

タ点は、ソ点から真北 287 度14分07秒 8.08メートルの地点

チ点は、タ点から真北 277 度35分39秒 7.77メートルの地点

ツ点は、チ点から真北 270 度04分30秒 8.39メートルの地点

テ点は、ツ点から真北 279 度40分05秒 5.40メートルの地点

ト点は、テ点から真北 272 度04分13秒 7.36メートルの地点

ナ点は、ト点から真北 264 度48分57秒 10.50メートルの地点

ニ点は、ナ点から真北 257 度28分09秒 3.26メートルの地点

ヌ点は、ニ点から真北 339 度20分10秒 1.24メートルの地点

ネ点は、ヌ点から真北 245 度01分57秒 8.63メートルの地点

ノ点は、ネ点から真北 265 度12分56秒 12.37メートルの地

点

ハ点は、ノ点から真北 268 度06分57秒 12.93メートルの地点

ヒ点は、ハ点から真北 273 度30分00秒 8.39メートルの地点

フ点は、ヒ点から真北 281 度09分24秒 9.68メートルの地点

ヘ点は、フ点から真北 291 度00分18秒 8.47メートルの地点

ホ点は、ヘ点から真北 299 度05分03秒 10.31メートルの地点

マ点は、ホ点から真北 306 度11分43秒 14.64メートルの地点

ミ点は、マ点から真北 328 度50分23秒 19.10メートルの地点

ム点は、ミ点から真北 323 度18分14秒 7.58メートルの地点

メ点は、ム点から真北 309 度17分31秒 9.36メートルの地点

モ点は、メ点から真北 300 度26分58秒 11.01メートルの地点

ヤ点は、モ点から真北 295 度25分11秒 17.50メートルの地点

ユ点は、ヤ点から真北 276 度14分53秒 11.32メートルの地点

ヨ点は、ユ点から真北 260 度28分53秒 8.19メートルの地点

ラ点は、ヨ点から真北 263 度27分30秒 15.85メートルの地点

リ点は、ラ点から真北 258 度04分29秒 6.92メートルの地点

ル点は、リ点から真北 247 度54分07秒 10.00メートルの地点

レ点は、ル点から真北 244 度21分09秒 10.81メートルの地点

ウ 面積

7,629.04平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 1,400 平方メートル

護岸用地 約 360 平方メートル

合計 約 1,760 平方メートル

4 出願年月日

平成21年 6月 1日

○愛媛県告示第 838 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第16条及び愛媛県都市計画公聴会規則（昭和45年愛媛県規則第 1 号）第 2 条の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年 6月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 日時 平成21年 7月 1日（水）午後 2時から

2 場所 西予市宇和町卯之町三丁目 439 番 1

西予市宇和保健センター「集団指導検診室」

3 公聴会の案件及びその概要

(1) 案件

西予都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案について

(2) 案件の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マ

スタープラン)は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、愛媛県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするため、区域区分の有無をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めたものである。

4 公述の申出等

(1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者(宇和・野村・三瓶都市計画区域内の住民ならびに利害関係者に限る)は、意見の要旨及びその理由並びに住所氏名を記載した書面を知事に提出すること。

(2) 申出の期限

平成21年6月26日(金)まで

なお、申出の期限までに公述の申出がない場合は、公聴会の開催を中止する。

(3) 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部道路都市局都市計画課

(電話 089-912-2738)

○愛媛県告示第839号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年6月16日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	坂本茂久	新居浜市滝の宮町4番13号

〃	神野哲彰	新居浜市政枝町一丁目10番2号
〃	永井多加茂	新居浜市北新町4番8号
〃	岩佐恒男	新居浜市西の土居町二丁目4番25号
〃	松本忠夫	新居浜市江口町8番31号
〃	藤田孝三	新居浜市高木町10番29号
〃	藤田和利	新居浜市河内町7番10号
〃	永井純司	新居浜市新田町一丁目14番4号
〃	横山毅	新居浜市一宮町一丁目7番37号
〃	加藤良一	新居浜市久保田町一丁目3番26号
〃	神野則彦	新居浜市久保田町二丁目8番44号
〃	佐藤敏夫	新居浜市西の土居町二丁目15番18号
監事	河野哲	新居浜市久保田町二丁目7番7号
〃	飯塚信也	新居浜市政枝町一丁目5番1号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	矢野秋好	新居浜市宮西町1番29号
〃	坂本茂久	新居浜市滝の宮町4番13号
〃	青木忠好	新居浜市久保田町三丁目2番15号
〃	神野強	新居浜市久保田町二丁目7番3号
〃	佐野秀夫	新居浜市西の土居町二丁目13番6号
〃	今村勝	新居浜市政枝町一丁目7番9号
〃	岩佐恒男	新居浜市西の土居町二丁目4番25号
〃	松本忠夫	新居浜市江口町8番31号
〃	藤田孝三	新居浜市高木町10番29号
〃	藤田憲弘	新居浜市江口町14番21号
〃	藤田和利	新居浜市河内町7番10号
〃	永井純司	新居浜市新田町一丁目14番4号
監事	山内孝之	新居浜市久保田町三丁目3番16号
〃	加藤仁	新居浜市政枝町一丁目1番30号

○愛媛県告示第840号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年6月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番79	平成21年6月16日
県道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番7から同344番9まで	平成21年6月16日

○愛媛県告示第841号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(ほ場整備事業・畑寺地区)の施行に平成21年6月3日同意した。

平成21年6月16日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第 842 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 6月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 19) 第13832号	平成19年 9月29日	新日本ハウス(株)	上 甲 修 三	松山市久万ノ台930 - 4	平成21年 5月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第15188号	平成16年 9月1日	(株)カスタム環境開発	山 本 守 厚	松山市清住 2 - 1092 - 5	平成21年 5月7日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18) 第714号	平成19年 3月26日	面河建設(株)	西 岡 久 夫	上浮穴郡久万高原町中組 967	平成21年 5月7日	土工事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第15562号	平成16年 6月7日	(株)アイ・エヌ・エス	松 下 晃	松山市空港通 1 - 13 - 17	平成21年 5月14日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第16004号	平成18年 8月29日	(株)遊建	石 丸 秀 久	松山市西垣生町802 - 9	平成21年 5月14日	大土工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特 - 18) 第499号	平成19年 2月20日	(株)門田組	門 田 英 治	松山市三番町 1 - 6 - 14	平成21年 5月25日	建築工事業 大土工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止
(特 - 21) 第3514号	平成21年 4月15日	椿建設(株)	大 原 哲 夫	松山市星岡 2 - 1 - 5	平成21年 5月29日	土工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

公 告

○公 告

愛媛県労働委員会第39期委員候補者の推薦について

第38期愛媛県労働委員会委員の任期が平成21年 8月26日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第 174 号。以下「法」という。）第19条の12第 3 項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231 号。以下「政令」という。）第21条第 1 項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

平成21年 6月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 推薦者の資格

- (1) 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第 5 条第 1 項の規定による法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。
- (2) 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の 4 第 1 項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成21年 6月17日（水）から30日（火）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成21年 6月30日（火）までに愛媛県経済労働部管理局労政雇用課へ到着するように提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- (1) 労働組合については、政令第21条第 3 項の規定による愛媛県労働委員会の証明書
- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名
イ 生年月日
ウ 本 籍
エ 現 住 所
オ 学 歴
カ 経 歴
キ 所属政党

別記様式（4関係）

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名 印

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項

の規定により、愛媛県労働委員会 労働者委員
使用者委員 の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 労 働 組 合 又 は 所 属 会 社 及 び そ の 地 位	労働組合法（昭和24年 法律第174号）第19条の 4第1項該当の有無

注 不要の文字は抹消すること

○公 告

愛媛県営住宅指定管理者の募集について

愛媛県営住宅の指定管理者を次のとおり募集する。

平成21年 6月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 施設の概要

愛媛県中予地方局管内の愛媛県営住宅（団地内にある集会室や駐車場等の共同施設を含む。以下県営住宅という。）

2 指定管理者の業務

(1) 入居者管理業務

入居募集、申込受付、入居順位決定（抽選）、入退居手続、各種届出受理、各種申請書の受理及び審査、入居者指導等

(2) 収納等管理業務

家賃徴収、敷金徴収、口座振替手続き、収入申告受付、収入認定補助、家賃滞納督促等

(3) 施設管理業務

緊急修繕及び一般修繕、空家修繕（退去修繕）、計画修繕（別途指示するもの）、保守点検（法定点検含む）、日常点検等

(4) その他管理業務

駐車場管理、自治会指導、相談及び苦情処理等

3 管理の基準

県営住宅の管理運営基準について、愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）等の趣旨を十分に理解、尊重のうえ住民サービスの向上と経費の縮減、業務の効率化を図りつつ、適正な業務水準を確保すること。

4 指定期間

平成22年 4月 1日から平成25年 3月31日までの3年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、指定期間中、適切に県営住宅の管理を行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のすべての要件を満たすものであること。

ア 愛媛県内に事務所を有する、又は設置しようとする法人等であること。

イ 申請時に300戸以上の賃貸住宅の管理実績（入退去事務を含む。）があること。

ウ 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

(ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

(エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

(ク) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ない者

c 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

d 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同による申請ができる。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 県営住宅における県民の平等な利用を確保できるものであること。

イ 県営住宅の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。

ウ 県営住宅の管理経費の縮減が図られるものであること。

エ 県営住宅の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する選定審査会において、審査基準に基づいて審査した結果を踏まえ、知事が、総合的に評価して、選定する。（書類審査及び面接審査の実施を予定）

7 申請に必要な書類

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 宣誓書

(3) 県営住宅の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(4) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(6) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(7) 申請者の概要を記載した書面

(8) 役員名簿

(9) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(10) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(11) 印鑑証明書

(12) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成21年 7月17日（金）から 7月24日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

- 9 募集要項の請求先及び申請書の提出先
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課公営住宅係
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話番号 (089) 912 - 2759
- 10 その他
詳細は、募集要項による。